

第19回 海上輸出入通関・海上物流等（合同）WG 議事要旨

1. 日 時 : 平成27年10月13日（火）14:00~16:00

2. 場 所 : 川崎市産業振興会館 1階 ホール
川崎市幸区堀川町66番地20

3. 議事の概要

相互に競争関係にある複数の会社において、カルテルまたはそれと疑われる行為が惹起されることがないように、独占禁止法及び関係法令並びに諸外国の競争法令の順守を原則とし議論を行った。

（1）議題

① 第18回WGの意見等報告

○ 事務局（センター）から、資料1に基づき説明の後、意見交換を行った。

② マイナンバー（法人番号）に係る対応<2>

○ 事務局（センター）から、資料2に基づき説明の後、意見交換を行った。

③ 輸出入申告官署の自由化対応<3>

○ 事務局（センター）から、資料3に基づき説明の後、意見交換を行った。

④ 「担保照会（IAS）」業務の改善<2>

○ 事務局（センター）から、資料4に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑤ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務の改善<2>

○ 事務局（センター）から、資料5に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑥ 空コンテナの仮陸揚対応<2>

○ 事務局（センター）から、資料6に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑦ 船卸港枝番の入力運用変更に伴う「積荷目録状況照会（IMI）」業務の変更案

○ 事務局（センター）から、資料7に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑧ WebNACCS<3>

○ 事務局（センター）から、資料8に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑨ 第6次NACCSにおけるパスワード初期化運用

○ 事務局（センター）から、資料9に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑩ 第6次NACCS EDI仕様書<2>

○ 事務局（センター）から、資料10に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑪ 第6次NACCS 業務仕様書<2>

○ 事務局（センター）から、資料11に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑫ サブWG検討結果：輸出関連業務（SIR/EIR）

及びインボイス業務（IVA）の改善<2>

○ 事務局（センター）から、資料12に基づき説明の後、意見交換を行った。

(2) 意見交換の概要

◆ マイナンバー（法人番号）に係る対応<3>

○ 次期では、当面の間、従来どおりJASTPROコードによる輸出入申告は可能であるのに対し、税関発給コードは利用できないということだが、JASTPROと同様に利用を可能としていただきたい。（委員）

⇒ 資料2では平成29年10月以降に税関発給コードの入力を認めないとしているが、委員と同様のご要望が多数寄せられているので、JASTPROと同様の扱いとする方向で検討している。（関税局）

⇒ 税関発給コードについては、平成29年10月以降、会社名の変更・更新を行わないこととしている。更改時点で税関発給コードの利用が可能となったとしても、更改以降に会社名が変更になった場合は英文表記の自動補完は行われなくなる。従って、正しい英文表記の自動補完を可能とするためにはJASTPROに申し出て登録を行っていただくという運用となる。（事務局）

○ 我々、通関業者の懸念としては、従来、JASTPROコード或いは税関発給コードで行った過去の申告実績等が法人番号に替わることによって継続性が無くなるのではないかと、という点にある。是非、従来の新規実績データ等に基づく審査の継続をお願いしたい。（委員）

⇒ 法人番号とJASTPROコード等については、1対1の紐づけを行う予定であり、結果としては、過去の申告実績等も把握可能であり、継続性が損なわれることのないものと考えている。（事務局）

○ JASTPROコードを輸出入申告事項登録で入力した場合は、システムで法人番号に自動変換し、入力控上は法人番号が「輸出入者コード」欄に表示され、実際に入力したJASTPROコードは参考情報として出力するということだが、申告控にも出力されるのか。（委員）

⇒ 申告控に関しても同様の扱いとすることを予定している。（事務局）

○ 新規照会業務である「法人番号情報照会（IIEO1）」業務で、社名からの検索ができないということであるが、通関業者はインボイスの社名を見て輸出入者コードを判断することもあるため社名からの検索ができるようにしていただきたい。（委員）

⇒ 法人名からの検索については、国税庁のホームページにおいて提供される予定であり、当該サービスをご利用いただきたい。法人番号DBを新たに持つ意味は、輸出入申告時における法人番号の存在チェックに利用することであり、検索機能はあ

くまでも付加的な位置づけであり、システム負荷や開発経費等の問題もあることから、社名による検索ではなく法人番号からの検索のみとすることについてご理解をいただきたい。(事務局)

- 資料2の7ページで、包括評価、担保については法人番号の登録が行われる必要があり、口座、包括保険等は輸出入者ファイルへの登録が行われる必要があるとあるが、どのような違いがあるのか。また、9ページで個人又は法人番号を持たない法人とあるが、法人についてはJASTPROコードの取得が必要になるということか。(委員)

⇒ 包括評価と担保について法人番号による提出が税関に行われた場合、現在は、輸出入者ファイル上に当該法人の情報が事前に登録されている必要があるが、次期では登録が無い場合であっても、登録を可能とする変更を行うこととしている。一方、税関への申請・届け出等が不要な口座登録等については、従前どおり輸出入者ファイルへの事前登録を要するというものである。従って、法人番号が付与された者で、輸出入者ファイルに情報が無い法人の場合は、JASTPROを通じて輸出入者ファイルへの登録手続きを行っていただく必要がある。

また、法人番号を持たない法人については、社名、住所の自動補完や口座利用を行いたいとする場合に、JASTPROを通じて輸出入者コードの取得を行っていただくこととなる。これら、自動補完等の機能が不要であれば、コードの取得は不要である。(事務局)

- 資料2の1ページ「4. 法人番号との紐づけ」について、JASTPROが紐づけを行うとあるが、紐づけ作業については有償となるのか。(委員)

⇒ 紐づけ作業は、今後、JASTPROが個社単位に案内を発送して法人番号の情報取得を行なう予定であるが、当該作業は無償で行うと聞いている。(事務局)

- 現在、JASTPROコード等を持たない者で、法人番号が付与された者がNACCSの各種サービスを利用するためには、JASTPROを通じてNACCSへの登録手続きを行わなければならないとあるが、JASTPROの利用は有償であり、多くの法人は手続きを望まない可能性がある。JASTPROにおける登録に有する料金は今後どうなるのか。また、JASTPROへの手続きを行わない場合、担保を税関に現金納付することになるが、その対応は可能なのか。(委員)

⇒ 現在のJASTPROにおけるコードの発給・管理に係る経費については、新規取得が6,600円/3年間、更新が3,150円/3年間となっている。NACCSの各種便利機能を利用したいということであれば、JASTPROに対して登録手続きを行っていただきたいと考えている。また、担保について言えば、法人番号がある者であれば、JASTPROへの手続きを行わなくとも、税関側で登録可能とする見直しを実施する予定である。(事務局)

○ 輸出入申告で入力したJASTPROコードは法人番号に変換されて出力し、参考情報としてJASTPROコードを事項登録控や申告控に出力するということであるが、申告以外のIVA業務やSIR業務においてもJASTPROコードを入力した場合、出力帳票には法人番号に変換し出力されて、参考情報としてJASTPROコードが出力されるのか。また、ACL業務の出力帳票や輸出入許可書はどのようになるのか。当社としては自社システムの改修が必要となるため、ご教示いただきたい。(委員)

⇒ 輸出入申告以外の業務に関しては、関係省庁業務も含めて検討中となっている。また、輸出入許可書への出力については、現時点では予定していないが、改めて検討させていただく。(事務局)

◆ 第6次NACCSにおけるパスワード初期化運用

○ 資料9の説明の補足になるが、資料にあるとおり、新たに提供する初期化運用は、2つ以上の利用者IDを持つ利用者限定される運用である。利用者IDが1つしかない利用者については、そもそもURY業務自体が出来ないため、現状のNSSを利用した変更申込の運用となるのでご留意いただきたい。

また、現在、メール処理方式を利用する際、メールボックス用のパスワードについてはシングルサインオンとして利用者IDのパスワードと同一のものが自動的に設定される仕様となっている。次期では、自社システムを除きメール処理方式の提供は廃止する予定であり、シングルサインオンを継続する必要が無いと考えており、利用者ID用パスワードとメールボックス用パスワードは独立した形で設定する方向で見直したいと考えており、この点についてご意見・問題点等を伺いたいと考えている。(事務局)

以上